

知っていますか？屋外広告物にはルールがあります

～9月1日から9月10日は「屋外広告物適正化旬間」です～

屋外広告物は、私達の生活に情報を提供し景観の一部としてまちを活性化する役割を持っています。しかし、屋外広告物が無秩序に表示されると景観を損ねるとともに第三者被害を起こす危険を持っています。

近年、壁面から看板が落下し、歩行者が重傷を負う重大な事故が発生しています。安全のためにも、屋外広告物のルールを守りましょう。

◆破損、老化したものは一切表示・設置できません。

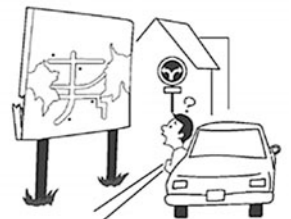
自分の店の看板のネジは緩んでいませんか？錆の状況や劣化の具合はどうですか？小屋等に頼まれて表示している広告板やチラシはありませんか？損傷や劣化により、第三者へ被害が及ぶ可能性があります。表示者及び管理者は責任を持って、適切な管理をお願いいたします。

◆屋外広告物を表示する場合は役場へ申請が必要です。

広告物を表示してはいけない地域（禁止地域）と表示してもよい地域（許可地域）が決まっています。以下2つの地域に広告物を表示する場合は役場へ申請が必要です。

- ①禁止地域…県道むつ尻屋崎線、尻屋崎周辺
- ②許可地域…国道338号、県道尻労袋部線、県道尻労小田野沢線、村道里線、村道石持砂子又線（一部）、村道沢内線、村道柏木山線

申請し許可が必要な広告物が見られますので、心当たりのある方は申請して下さい。



◆申請しなくてもよい広告物があります。

以下のような広告物は申請がいりません。

- ・「〇〇管理」「立入禁止」等管理広告物（2㎡以下）
- ・イベントや冠婚葬祭等の一時的な広告物
- ・営業所内での「〇〇商店」等の自家用広告物（禁止地域は7㎡以下、許可地域は15㎡以下）



◆広告物を表示できない物件があります。

- ・道路施設（橋梁、道路標識、照明灯、信号機、街路樹、ガードレール等）や記念碑には掲出できません。

◆広告物の種類によって表示できる大きさが決まっています。

屋外広告物は景観の一部です。まち並みに調和し良好な景観が形成されるよう、デザインなどの工夫や配慮に御協力をよろしくお願いいたします。詳しくは、東通村まちづくり整備課（☎27-2111）までお問い合わせください。

水資源サービス課 下水道グループからのお知らせ

下水道へ加入されている皆様へ

水に溶けない繊維素材、生活残飯、海草類、プラスチック片等は下水へ流さないようお願いします。

- ・水洗トイレでは、トイレトイレットペーパー以外は流さないようご協力下さい。
- ・生活残飯及び使用済食用油は、燃えるゴミとして処分してください。

下水道へ加入されていない皆様へ

下水道供用開始地区において、まだ加入されていないご家庭は、加入促進にご協力頂きますようよろしくお願いいたします。



合併処理浄化槽の新設及び単独処理浄化槽・し尿処理用便槽の撤去に補助金が支給されます。

下水道施設が整備されていない地域において、補助金の交付決定を受けた日から平成29年1月末日までに合併浄化槽の設置が完成し、平成28年11月末日までに補助申請ができる方を対象とします。

なお、補助金の交付決定前に施行した場合は補助対象としませんのでお気をつけ下さい。

詳しくは、水資源サービス課までお問い合わせ下さい。



上下水道関係施設への無段進入を強くお断りしております。

7月22日に配信された、スマートフォン向けアプリゲーム「Pokémon GO」をプレイし、他人の敷地内に許可なく侵入し、トラブルになるケースが発生しています。

上下水道関連施設は立ち入り禁止となっています。絶対に入らないようお願いいたします。

問い合わせ先 : 東通村水資源サービス課 下水道グループ ☎27-2111 (内線456～458)